

●香川県監査委員告示第2号

包括外部監査人後藤英之が実施する監査の事務を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定により次の者に補助させることについて、監査委員と包括外部監査人後藤英之との間で協議が調ったので、同条第2項の規定により、告示する。

令和2年10月2日

香川県監査委員 三谷和夫
同 大西均
同 高田良徳
同 新田耕造

補助者の氏名	住 所	補助できる期間
鵜籠 由利子	愛媛県松山市南吉田町607番地3	令和2年10月2日から
島田 しの	愛媛県松山市市坪南1丁目4番5号クレールマノワール503号	令和3年3月31日まで
一色 良太	高松市寺井町79番地5ハイツ・シンフォニー201号	